

## 川崎市インターネットホームページ運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用して、本市の行政情報等を市民に提供する川崎市インターネットホームページ（以下「川崎市ホームページ」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

川崎市ホームページは、「<https://www.city.kawasaki.jp/>」配下のコンテンツ一式をいう。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）川崎市ホームページに掲載する情報の更新、削除等について総合的に運用管理するシステム。システムが稼働するインターネットクラウド基盤及びその他市ホームページに付随して提供される外部ASPサービス等一式から成る。
- (2) 情報システム利用責任者 CMSを利用して、市民等に情報を提供する課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並びに課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）の長をいい、次に掲げる職務を行う。
- ア 情報の新規登録、修正及び削除
  - イ 提供した情報を定期的に更新する等適正な管理業務
  - ウ 市民等からの情報に対する問合せへの対応

### (情報管理責任者及び第2管理者)

第3条 CMS及び川崎市ホームページに掲載する情報等の全体管理のため情報管理責任者を置き、独自のトップページを備えるサブサイトを管理する者として第2管理者を置く。

- 2 情報管理責任者は総務企画局シティプロモーション推進室担当課長をもって充てる。
- 3 情報管理責任者は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) CMSの障害発生原因の調査及びその復旧措置
  - (2) 情報のバックアップ
  - (3) 登録情報のセキュリティ対策
  - (4) その他CMS管理に必要な事項
  - (5) 市民等及び職員からの川崎市ホームページ全般に関する問合せへの対応
  - (6) 掲載した情報等の適切な管理及び掲載状況等の把握
- 4 情報管理責任者は、管理上の必要により、掲載情報等の修正及び削除を行うことができる。
- 5 第2管理者は別表に定める課（課を置かない部、課を置かない部に相当する室並び

に課に相当する室及びセンターにあっては、当該部、室又はセンター）の長をもって充てる。

6 第2管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市民等及び職員からの各サブサイトに関する問合せへの対応
- (2) 掲載した情報等の適切な管理及び掲載状況等の把握

(情報の掲載等)

第4条 情報システム利用責任者が川崎市ホームページに情報を掲載する場合は、CMSを使用してコンテンツを作成することとする。

2 前項のCMSによるコンテンツ登録により情報を掲載する場合は、情報システム利用責任者が掲載の可否を決定することができる。

3 例外的に第1項のCMSを使用しないでコンテンツを作成する場合は次の各号により行うものとする。

- (1) 新たにコンテンツを登録する場合は、掲載日の1週間前までに情報管理責任者に連絡をするものとする。
- (2) コンテンツの公開にあたっては、情報システム利用責任者の確認を得なければならない。この場合において、情報システム利用責任者が不在の場合は、業務担当が代理確認ができる。また、併せてサブサイトにおいては、第2管理者の確認も得なければならない。
- (3) 情報管理責任者は、情報資源の有効活用や費用、作業量等を勘案し、情報システム利用責任者から川崎市ホームページへの掲載を依頼された情報について、掲載の可否を決定することができる。

(4) 情報管理責任者は、軽微な訂正がある場合は情報システム利用責任者に通知の上訂正することができる。

4 情報管理責任者は、川崎市ホームページの全体構成の整合性を図るとともに、情報を迅速にかつわかりやすく提供し、利用者が利用しやすいホームページとするため、情報システム利用責任者に指導及び助言を行うことができる。

5 情報システム利用責任者は、隨時に情報を掲載することが必要な情報や緊急に掲載する必要のある情報については、情報管理責任者と協議の上、情報を掲載することができる。

(制限事項)

第5条 次の各号に該当するものは、川崎市ホームページへの掲載はできない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 情報の内容が主として、営業活動、政治活動、又は宗教活動を目的としたもの
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの
- (4) 犯罪的行為に結びつくと判断されるものや法律に反すると判断されるもの
- (5) 本市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの

#### (リンクの取扱い)

第6条 川崎市ホームページからリンクできるものは、原則として次に掲げるものとする。なお、前条の制限事項を踏まえ、情報システム利用責任者の責任においてリンクを行う場合は、この限りでない。

- (1) 電子申請その他の本市が提供する電子行政サービス
- (2) 官公庁、地方自治体（姉妹都市等を含む。）、独立行政法人
- (3) 公益事業のために法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人
- (4) 本市が出資する法人等であって、法人を所管する情報システム利用責任者が認めたもの
- (5) バナー広告については、「川崎市ホームページ広告取扱要領」第3条の規定に基づくもの

#### (個人情報等の取扱い)

第7条 川崎市ホームページに個人情報等を掲載する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）を遵守すること
- (2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること
- (3) 著作権を有する情報を掲載するときは、原則として著作権者の了解を得ること

#### (情報の作成等)

第8条 ホームページ作成に当たっては、「川崎市インターネットホームページ作成ガイドライン」を遵守しなければならない。

#### (川崎市ホームページへの登録)

第9条 情報管理責任者は、第4条第1項の規定に基づき作成されたコンテンツを定期的に川崎市ホームページに登録することとする。

#### (運用時間)

第10条 川崎市ホームページは、原則として通年稼動とする。

#### (運用の停止)

第11条 前条の規定にかかわらず、情報管理責任者は、CMSの保守作業、障害復旧作業及びその他必要と認めたときは、CMSを停止することができる。

#### (その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、川崎市ホームページの運営について必要な事

項は、情報管理責任者が定める。

(作業の依頼)

第13条 情報システム利用責任者がコンテンツに係る作業等を依頼する場合はLogo フォーム上の「CMS 作業依頼」によるものとし、次の CMS 作業依頼事項を入力して依頼するものとする。依頼に対する回答については CMS 作業回答書（第1号様式）にて回答するものとする。

(CMS 作業依頼事項)

- ・作業区分（コンテンツ分類（カテゴリ）の新規作成、コンテンツ分類（カテゴリ）の名称変更、コンテンツ分類（カテゴリ）ページの修正、コンテンツ分類（カテゴリ）の削除、コンテンツ分類（カテゴリ）への代表ページ（コンテンツ）の設定、コンテンツ分類（カテゴリ）への代表ページ（コンテンツ）の解除、コンテンツ発信部署の変更、その他）
- ・作業内容（概要、作業対象 URL 等、添付資料等）
- ・完了希望日
- ・文書番号
- ・情報システム利用責任者（役職名）
- ・担当者（局（室）区、所属、氏名、メールアドレス、外線番号）

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 川崎市インターネットホームページ運営要領（平成10年12月1日川総行情第217号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年10月15日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年8月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月19日から施行する。  
(経過措置)
- 2 サーバ管理者及び外国語サイトについては、令和6年3月18日までの間、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和7年3月24日より施行する。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

第2管理者	管理するサイト（サブサイト）
川崎区役所まちづくり推進部企画課課長	川崎区サイト
幸区役所まちづくり推進部企画課課長	幸区サイト
中原区役所まちづくり推進部企画課課長	中原区サイト
高津区役所まちづくり推進部企画課課長	高津区サイト
宮前区役所まちづくり推進部企画課課長	宮前区サイト
多摩区役所まちづくり推進部企画課課長	多摩区サイト
麻生区役所まちづくり推進部企画課課長	麻生区サイト
交通局自動車部管理課課長	市バスサイト
教育委員会事務局教育政策室担当課課長	教育委員会サイト
市民文化局パラムーブメント推進担当担当課課長	かわさきパラムーブメント サイト
上下水道局サービス推進部サービス推進課課長	上下水道局サイト
財政局資産管理部契約課課長	入札情報かわさきサイト
こども未来局青少年支援室担当課課長	かわさきしこどもページ KAWASAKI U18
病院局総務部庶務課長及び病院局経営企画室担当課課長	病院局サイト
病院局市立川崎病院事務局庶務課課長	市立川崎病院サイト
病院局市立井田病院事務局庶務課課長	市立井田病院サイト